根拠法規:外国為替の取引等の報告に関する省令主務官庁:財務省

## 証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払報告書

( 年 月分)

財務大臣原(日本銀行経由)	報告年月日: 報 告 者: <sup>(18~22)</sup>
	名称及び 代表者の氏名
	所 在 地
	責任者記名押印 又は署名
	担当者の氏名(電話番号)

(単位:千米ドル)

国 名 配 当 金 配 当 金 長 期 インス から	分配金
国 名 配 当 金 配 当 金 長 期 インス・	99
541 544 546 549 561 5	
011 011 010 010 001	
米 国 23 304 2526 3738 4\$50 61 62 7374 8586 カ ナ ダ 302 オーストラリア 601 ス イ ス 215 ベ ル ギ ー 208	97
カ ナ ダ 302	
オーストラリア 601	
ス イ ス 215	
ベルギー 208	
フランス 210 ドイッ 213	
ド イ ツ 213 イ タ リ ア 220	
1 / / / 880	
ルクセンブルク   209	
1 × y x 206	
オランダ 207 イギリス 206 香 港 108 シンガポール 112	
D	
7 7 7 110	
合 計	

- (記入要領) 1 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権 された者が記名押印又は署名すること。
  - 2 国別区分は、原取引(支払の原因となった取引をいう。)の相手 方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による 区分が困難な場合には支払の相手先の所在国又は地域により区分 して差し支えない。
  - 3 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、 「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
  - 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入するこ と。
  - 5 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用い て当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

## 証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払の受領報告書

年 月分)

報告者の名称

(単位:千米ドル)

	配	当 金	債	券 利	子	
国 名	子 会 社配 当 金	その他の配 当 金	長 期	うち金融子会 社以外の子会 社との取引	短 期	収益分配金
	541	544	546	543	561	599
米 国 23 304 25	<b>2</b> 6 37	38 49	50 61	<b>62</b> 73	74 85	86 97
カ ナ ダ 302						
オーストラリア 601						
ス イ ス 215						
ベルギー 208						
フランス 210						
ド イ ツ 213						
イタリア 220						
ルクセンブルク 209						
オランダ 207						
イギリス 205						
香 港 108						
シンガポール 112						
合 計						

- (記入要領)1 国別区分は、原取引(支払の受領の原因となった取引をいう。) の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方 による区分が困難な場合には支払の受領の相手先所在国又は地域 により区分して差し支えない。
  - 2 「長期」欄には原契約期間等が1年を超えるものを記入し、 「短期」欄には原契約期間等が1年以内のものを記入すること。
  - 3 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
  - 4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)